

総務文教委員会活動実績等について
(平成 28 年 12 月～平成 29 年 11 月)

1 議案審査結果等

(1) 委員会

① 平成 28 年 12 月定例会 (8 議案) (12 月 13 日審査)

No.	議案名	審査結果
1	第 91 号議案 舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
2	第 92 号議案 舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
3	第 101 号議案 京都地方税機構規約の変更について	可決すべきもの (賛成多数)
4	第 105 号議案 舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	可決すべきもの (全員賛成)
5	第 106 号議案 舞鶴市の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
6	第 107 号議案 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
7	第 108 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
8	第 109 号議案 工事請負契約の変更について(旧市立舞鶴市民病院(本館棟他)除却工事)	可決すべきもの (全員賛成)

② 平成 29 年 3 月定例会 (10 議案) (3 月 16 日審査)

No.	議案名	審査結果
1	第 1 号議案 専決処分の承認を求めることについて(市所有自動車の衝突事故に係る和解(専決第 1 号))	承認すべきもの (全員賛成)
2	第 12 号議案 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (賛成多数)
3	第 13 号議案 舞鶴市特別会計条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
4	第 14 号議案 舞鶴市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
5	第 15 号議案 舞鶴市の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
6	第 16 号議案 舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (賛成多数)
7	第 17 号議案 舞鶴市個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
8	第 37 号議案 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	可決すべきもの (全員賛成)

9	第 38 号議案	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	可決すべきもの (全員賛成)
10	第 49 号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)

③ 平成 29 年 6 月定例会 (8 議案) (6 月 16 日審査)

No.	議 案 名		審査結果
1	第 54 号議案	専決処分の承認を求めることについて (舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定)	承認すべきもの (全員賛成)
2	第 57 号議案	舞鶴市工業高等専門学校修学資金の貸与に関する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
3	第 58 号議案	舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例及び舞鶴市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
4	第 59 号議案	舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
5	第 60 号議案	舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
6	第 61 号議案	舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
7	第 62 号議案	舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
8	第 74 号議案	工事請負契約の変更について(旧市立舞鶴市民病院(本館棟他)除却工事)	可決すべきもの (全員賛成)

④ 平成 29 年 9 月定例会 (1 議案) (9 月 20 日審査)

No.	議 案 名		審査結果
1	第 94 号議案	舞鶴市総合計画審議会条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)

(2) 予算決算委員会分科会 (※当該議案に係る所管事項)

① 平成 28 年 12 月定例会 (2 議案) (12 月 13 日審査(質疑等))

No.	議 案 名		
1	第 85 号議案	平成 28 年度	舞鶴市一般会計補正予算(第 4 号)
2	第 103 号議案	平成 28 年度	舞鶴市一般会計補正予算(第 5 号)

② 平成 29 年 3 月定例会 (2 議案) (3 月 16 日審査(質疑等))

No.	議 案 名		
1	第 2 号議案	平成 29 年度	舞鶴市一般会計予算
2	第 41 号議案	平成 28 年度	舞鶴市一般会計補正予算(第 7 号)

③ 平成 29 年 6 月定例会 (2 議案)

(6 月 16 日審査(質疑等))

No.	議 案 名
1	第 53 号議案 専決処分の承認を求めることについて (平成 28 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 8 号))
2	第 56 号議案 平成 29 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 1 号)

④ 平成 29 年 9 月定例会 (2 議案)

(9 月 20 日審査(質疑等))

No.	議 案 名
1	第 79 号議案 平成 29 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 2 号)
2	第 83 号議案 平成 28 年度 舞鶴市一般会計決算の認定について

2 委員会の開催

No.	日 時	議 題
1	平成 28 年 11 月 29 日(火) 午前 11 時 34 分 ～午前 11 時 41 分	(1) 委員長の互選について (決定) (2) 副委員長の互選について (決定)
2	平成 28 年 12 月 13 日(火) 午後 1 時 57 分 ～午後 3 時 25 分	(1) 議案審査 (8 議案) (2) 閉会中の継続審査について (決定)
3	平成 29 年 1 月 24 日(火) 午前 9 時 58 分 ～午前 10 時 6 分	(1) 1 年間の活動計画について (決定)
4	平成 29 年 3 月 16 日(木) 午後 3 時 35 分 ～午後 5 時 10 分	(1) 議案審査 (10 議案) (2) 閉会中の継続審査を決定 (3) 監視機能の充実において、後期実行計画の 点検評価する項目を協議、決定 (4) 調査視察を協議、決定
5	平成 29 年 6 月 16 日(金) 午後 2 時 5 分 ～午後 4 時 34 分	(1) 議案審査 (8 議案) (2) 平成 28 年繰越明許費について (執行機関 からの説明、質疑) (3) 閉会中の継続審査について (決定) (4) 委員会視察結果報告について(先進地視察 に係る委員の所感を発言) (5) 現地視察について (視察先・内容の決定)
6	平成 29 年 9 月 20 日(水) 午後 3 時 36 分 ～午後 4 時 06 分	(1) 議案審査 (1 議案) (2) 閉会中の継続審査について (決定)
7	平成 29 年 10 月 5 日(木) 午前 10 時 00 分 ～午後 4 時 16 分	(1) 新たな舞鶴市総合計画・後期実行計画の進 捗状況について (執行機関からの説明、質疑、 委員間討議、委員会としての点検評価のまとめ)
8	平成 29 年 11 月 9 日(木) 午前 10 時 00 分 ～午前 10 時 26 分	(1) 1 年間の活動実績等について 1 年間の活動実績及び申し送り事項につ いて協議、決定

3 委員会活動計画に係る取り組み

(1) 重点事項

- ① 小中一貫教育に関する調査研究
- ② 学力向上及び個に応じた教育に関する調査研究
- ③ 財政健全化の取り組みに関する調査研究

(2) 監視項目

① 新たな舞鶴市総合計画・後期実行計画

編・章・節	監視項目
1編3章 1節	2 夢に向かい、力づく社会を生き抜く力を養成するための小中一貫した環境づくり (1) 魅力ある教育活動を展開し「生きる力」を培う学校づくりの推進 ～「知・徳・体」バランスのとれた力の向上とふるさと学習の充実～ ① 学力の充実と向上（知） ④ 個に応じた教育の充実 ⑦ 小中一貫教育の推進
2編2節	1 持続可能な財政運営の推進 (1) 財政の健全化の取組 ① 財政構造の弾力性の維持 ② 建設地方債の縮減と基金の弾力的活用 ③ 中期的財政見通しに基づく計画的な財政運営

※委員会の点検評価内容は別紙1のとおり

(3) 先進地視察

No.	日程	視察先	調査内容
1	平成29年5月8日（月）	新潟県三条市	小中一貫教育の取り組みについて 特別支援教育について
2	平成29年5月9日（火）	栃木県宇都宮市	小中一貫教育の取り組みについて 特別支援教育について
3	平成29年5月10日（水）	埼玉県富士見市	財政健全化の取り組みについて

※報告内容は別紙2のとおり

(4) 市内現地視察

No.	日程	視察先	調査内容
1	平成29年10月18日（水）	舞鶴市立吉原小学校	※小中一貫教育について

※小中一貫教育について

- ① 吉原小学校の6年生の授業において、中学校教諭の乗り入れ授業（音楽・理科）の様子を視察
- ② 小中一貫教育の取り組みについて、吉原小学校校長等と懇談

(5) その他委員会活動

① 総務文教委員会勉強会

日時：平成 29 年 4 月 26 日（水）午前 9 時 30 分から

内容：本市の現状について

- ・小中一貫教育の取り組みについて
- ・財政健全化の取り組みについて

② 総務文教委員会打ち合わせ会

日時：平成 29 年 10 月 2 日（月）午後 3 時 30 分から

内容：10 月 5 日開催の委員会（議題：新たな舞鶴市総合計画・後期実行計画の進捗状況について）の進行等について確認

4 申し送り事項

各委員から出された下記の意見を参考にされたい。

- 市内現地視察は、現状把握に有効であるため、更に充実させるべき。
- 児童生徒、PTA、教員との意見交換の機会を設けてはどうか。
- 小中一貫教育が全校で実施されることになるため、注視していく必要はあるが、先進地の調査は十分行って理解できたので、新たなステップの調査が必要である。
- 委員会としての活動に位置付けることも含め、市内外で開催されるフォーラムや講演会などに積極的に参加するべき。
- 小中一貫教育とも関連するが、教員の負担軽減や働き方改革については、継続的に調査・研究する必要がある。
- 特別支援教育について、支援を必要とする子供の数が増加傾向にあるため、支援員の量のみならず、質の向上等に関する調査・研究が必要である。

委員名簿（7人）

委員長	上羽和幸	公明党議員団
副委員長	小杉悦子	日本共産党議員団
委員	伊藤清美	創政クラブ議員団
委員	高橋秀策	創政クラブ議員団
委員	田村優樹	鶴翔会議員団
委員	眞下隆史	新政クラブ議員団
委員	和佐谷寛	新政クラブ議員団

【参考】新たな舞鶴市総合計画・後期実行計画の進捗状況について、委員会としての点検評価結果等について（平成 29 年 10 月 5 日総務文教委員会）

1 学力の充実と向上（知）

概ね計画どおり進められている。今後も引き続き努力願う。

※ その他の意見

- ・ 目標数値に対して中学校の実績は現時点で達成できていないものの、基準値からすると、小中学校とも伸びてきていることは評価できる。
- ・ 夢チャレンジサポート事業をはじめ、小中学校で学習意欲の向上に向けた取り組みが多岐にわたって行われていることを評価する。
- ・ 学習に対する意欲を高める取り組みとして「夢講演会」が有効であると考え、その回数を増やすべきであるとする。
- ・ 子どもの読書活動を推進するために、学校図書館への専任の司書の配置を検討すべきであるとする。
- ・ 基本的な生活習慣の確立に関する取り組みが見えてこないが、学力をつける基礎となるものであるため、その具体化を望む。

2 個に応じた教育の充実

概ね計画どおりに進められているが、特別支援教育について、支援を必要とする子どもが増加傾向にある中で、個に応じた支援を行うために、支援員の増員に努力する必要がある。

また、個に応じた教育にはスポーツ（部活動）も含まれるとの認識が示されたが、その取組が十分とは言えないため、さらなる充実が必要である。

※ その他の意見

- ・ 小学校における不登校の出現率が、基準値よりも高くなっていることに対して、要因が十分に把握されていないため、その調査とともに、改善に向けた検討が必要であるとする。

3 小中一貫教育の推進

小中一貫教育基本方針を策定し、平成 30 年度の全市導入が予定されていることは、進捗状況として評価できるが、今後も引き続き教員の負担軽減に取り組む必要がある。

※ その他の意見

- ・ 小中一貫教育に関する取り組み状況について、学校現場や校区での情報共有にとどまっているため、もっと広く情報発信を行うべきであるとする。

4 財政構造の弾力性の維持

経常収支比率は、目標数値と乖離しており、目標数値が現状に即していないと認められるものの、財政構造の弾力性維持に向け、税収を増加させる努力が必要である。

5 建設地方債の縮減と基金の弾力的活用

概ね計画どおりに進められている。今後も引き続き努力願う。

6 中期的財政見通しに基づく計画的な財政運営

現時点で中期的な財政見通しが示されていないため、早期の作成と公表が必要である。

総務文教委員会調査視察委員長報告 (平成29年7月21日議員協議会報告内容)

調査視察報告書

平成29年6月16日

総務文教委員会

日程	平成29年5月8日(月)～10日(水)
視察先及び調査項目	新潟県三条市(8日午後3時～5時) ・小中一貫教育について ・特別支援教育について
	栃木県宇都宮市(9日午後1時～3時) ・小中一貫教育について ・特別支援教育について
	埼玉県富士見市(10日午前10時～12時) ・財政健全化について
参加委員	上羽和幸委員長、小杉悦子副委員長、伊藤清美委員、高橋秀策委員、田村優樹委員、真下隆史委員、和佐谷寛委員

調査概要

◎新潟県三条市

対応者：三条市教育委員会 小中一貫教育推進課 教育センター長、指導主事

(1) 小中一貫教育導入の背景

取り組み前は、三条市の現状として「いじめ認知件数」「不登校児童生徒数」の推移を確認し、小学校高学年から増え始め、中学一年生で急増・最大になっていた。

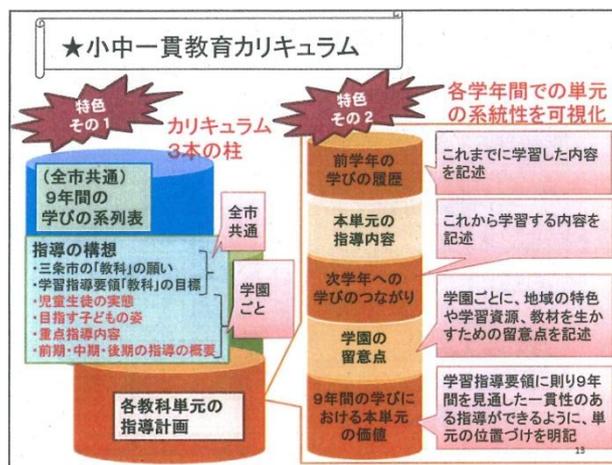
市内小学校5・6年生対象に「中学校へ行って心配なことは何？」のアンケート調査を実施し、「勉強・進路・部活動」の実務的要素や、「上級生・新しい友達」のような人的交流への不安が非常に高く、いわゆる「中一ギャップ」が発生している事実を確認した。

平成19年から教育制度等検討委員会を設置し、①教育制度 ②学校の適正規模や施設整備・統廃合 ③教育内容の体系的編成 ④関連事項について検討を開始。

平成20年から小中一貫教育検討委員会を設置し、その後小中一貫教育基本方針が策定され、モデル校の指定・モデルカリキュラムの作成・小中交流活動の実施・相互乗り入れ授業の実施・一部教科担任制の実施等次々と推進された上で、平成25年から全中学校区・全小学校区で実施がなされた。

平成25年からは、三条市小中一貫教育推進委員会を設置し、推進指針を策定されその拠点として、小中一貫教育推進課・教育センターが設置された。

更には、小中一貫教育の制度移行として、学校教育法施行規制第79条の9第2項をもとに、平成29年度から中学校・小学校併設型〇〇学園に移行が9校、平成30年から一体型校舎1校のみ、学校教育法第1条をもとに義務教育学校へと移行される。



(2) 小中一貫の取り組み内容

学年割りの考え方は、小1～4年までを「基礎充実期」「学級担任制」小5～中1年までを「活用期」「一部教科担任制」中2～3年を「発展期」「教科担任制」とし、全体としては授業時間も小中一貫した時間割で取り組まれている。

組織編成として市全体を管轄する、小中一貫教育推進委員会があり、各学校区に小中一貫教育推進協議会を設置、その中に部会として「地域連携部会」「評価・広報活動部会」「共同授業・共同活動部会」があり、地域組織や学校教諭や保護者等々を振り分け分担することで、教諭の負担軽減や地域との繋がりを深める取り組みがなされている。

教諭のスキルアップを図るため教育センターを有効に活用し、「特別支援教育研修」「学力向上研修」「人間関係づくり研修」「ガイダンス研修」「授業力向上研修」等、様々な研修を受講されている。

(3) 取り組み成果

特に課題とされていた中学生の不登校発生率では、全国発生率を下回る結果となっており良好である。

学力の向上では、国語・数学について、全国平均を下回っていましたが、年々右肩上がりの傾向で、全国平均値に近づきつつあり良好である。

生徒に対する様々なアンケートも実施し、交流活動を行うことで「協力性の向上」「中学進学への不安軽減」「中学生へのあこがれ」等々、前向きな思考へ向かっているのが伺えており良好である。

教諭へのアンケートでは、9年間の発達特性を見据えて授業ができ、小中学生のつながりを意識して授業ができていると感じている。

市としての総評は、当市の小中一貫教育は、少少・小中交流活動の充実により、児童生徒の「中学校進学への不安軽減」「人間関係の育成」に成果をあげていると解析している。

◎栃木県宇都宮市

対応者：宇都宮市議会 副議長

宇都宮市教育委員会 学校教育課 指導主事、教育センター 指導主事

(1) 小中一貫教育について

宇都宮市では平成24年度より中学校を核に25の地域学園で、「小中一貫教育・地域学園」を実施している。全市実施により、中学校進学時に学習や生活にうまく適応できる生徒が増えるなど、少しずつ成果が見えている。

具体的な取り組みとして1、小中一貫教育カリキュラムの充実で、教育活動の工夫と改善。2、教職員の相互理解を一層深めることにより、教職員の資質向上。3、地域の教育力の活用をさらに勧めることによる、学校支援の充実を図る。4、自主的・自立的な学校運営の推進により「地域とともにある学校づくり」をすすめる。この4点を基本方針として取り組んでいる。

重点として、①小中一貫教育カリキュラムの実施（4・3・2制）、②小学校で20時間、中学校で15時間授業時間を増加。③中学校教員の小学校への乗り入れ授業（小6が中学校教員の授業を受ける。教科は学校が決める。）小学校教員の中学校への乗り入れ授業（中学校1年生が、出身小学校教員の参加した授業をうける。）④地域の教育力を生かした教育活動（魅力ある学校づくり地域協議会等との連携、土曜授業）⑤「小中一貫の日」の設定（地域学園の教職員が効果的に打ち合わせができるよう、月一回程度の「小中一貫の日」をつくっている。）

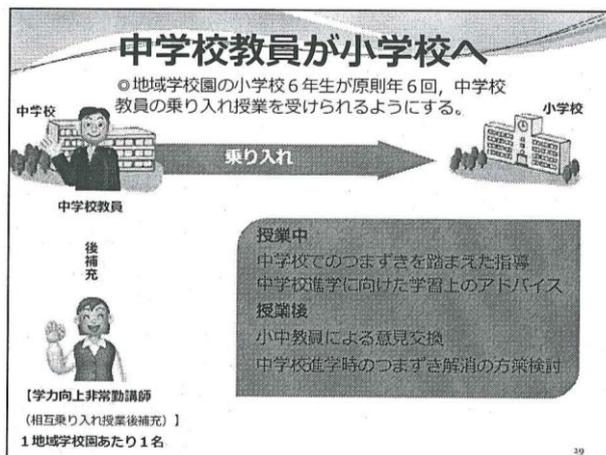
既存施設の利用ですすめている施設分離型、移動や教職員の打ち合わせに時間がかかる。

教員への負担についての声は取り組み始めたころはあったが、現在では当然のようになってきている。月一回小中一貫の日を作ることや、推進主任がメール等でやり取りして打ち合わせを進めることとしている。

小中一貫教育は、トップダウンで進めてきたので、今は学校主体へと移行しているところ。

夏休みを短くして、10時間から15時間の授業の確保を、学校裁量で考えるほうが良いが、予備事業時間となっている。土曜授業は親子ふれあいの取り組みをしている。

市単費で、乗り入れ授業の後補充や、移動手段の確保をしている。



(2) 特別支援教育について

第2次宇都宮市特別支援教育基本計画を策定し、教職員の研修の体系化、個別支援計画を活用、学校訪問などに重点をおいて行っている。個別支援計画は市として一つの様式を提案している。市発達支援ネットワーク会議を開催で、(子ども発達センター、教育センター、学校長、高等学校、当事者の保護者、幼稚園、保育園、福祉関係者などが、)早期からの一貫した支援のため連携している。

教育センター以外にも、大学、特別支援学校、児相との連携もある。

各学校に「かがやきルーム」を作れた。通常の学級の子どもを取り出し、必要な時間かがやきルームで指導する場合もある。(指導員は教員免許所有者)

認定特別支援学級を持っているので、特別支援学校に行く子ども(障害の重い子ども)が、インクルーシブ教育の中で地元へと移行している。子どもにとってどんな学びの場が必要か保護者、関係者一緒になって考えている。

◎埼玉県富士見市

対応者：富士見市議会 議長、事務局長等

富士見市 財政課長

(1) 富士見市の概要

交通機関の充実、人口増の状況、住宅都市として発展してきた経緯があり、今日に至っては、大規模商業施設のオープンに伴い、交流人口の大幅な増加など、市の税収は、固定資産税や法人市民税収入で約5億円の増加が見られるようになった。

また、平成29年度の当初予算では、一般会計予算総額は約340億円で、前年度比0.9%増と過去最高の予算規模となっており、主に、子育て支援などの社会保障関係経費の充実のほか、公園整備や土地区画整理事業、学校施設の改修など建設事業費の増などが主な増加要因である。

(2) 財政状況について

平成27年度の一般会計決算の概要では、歳入総額328.3億円で前年度比6.8億円のマイナスではあるが、市税収入145億円は前年度比プラス1.6億円で給与所得者の増などが特徴的である。人口増の効果が市税収入に大きな効果をもたらしている。

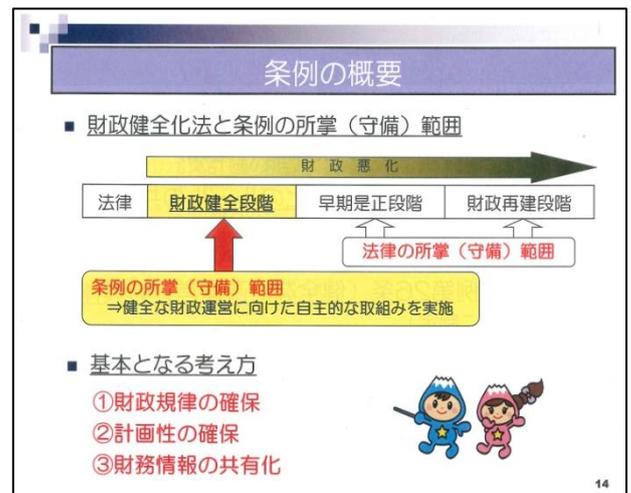
また、歳出総額では314.3億円で前年度比マイナス10.8億円、決算収支では、実質収支10.9億円となり実質収支比率は5.5%と普通会計ベースの5.8%を下回り、県内平均6.9%よりも下であり、その他、財政構造の弾力化については平成27年度で経常収支比率87.3%、地

方債現在高は203.9億円である。

(3) 健全な財政運営に関する条例と中期財政計画について

施行前の段階で地方交付税の動向に影響を受けやすい歳入構造が懸念され、自主財源の不足、産業基盤の脆弱化等が課題で、将来的には少子高齢化等に伴う税収の減少なども予測できることから、平成24年度より弾力的かつ持続可能な財政基盤の整備が必要と捉え、富士見市の将来設計になる第5次基本構想計画の推進や、市長公約の富士見市元気計画の推進、増大する扶助費への対応など、公共施設の老朽化対策や安全安心なまちづくりの推進を実行するためには計画的な施策の実施が必要であり、そのための実施財源の確保が必要不可欠となったことから、「健全な財政運営に向けた条例の制定」を行い、財源基盤の整備、計画的な施策を実施するための市民・議会・市の財政運営上のルールなど共通点の認識を明確にし、国の財政健全化法による健全な財政段階の更なる向上、県内では2番目に自治基本条例第26条の具体化にも取り組んでいる。

また、中期財政計画では、設置された条例第14条の規定に基づき、毎年度、総合計画との整合性を図りながら、中期的な財政見通しを推計するなど予算総額ベース・一般会計・特別会計等を計画期間5年間で管理している。



(4) 具体的な財政健全化施策と成果について

条例第9条で定めるところの、活力あるまちづくりの推進による自立的な税収基盤の整備に努めるため、地方交付税に頼らない新たなまちづくりの推進による税収基盤の整備を行い、大規模商業施設の誘致では年間約2500万人、平日でも約2万人が訪れる施設の開業により、固定資産税や法人市民税の増加、交流人口の増加、雇用の促進等まちの魅力向上が見られ、ミニ区画整理の実施2か所では人口増加も約190人あり、都市計画法第34条第11号の区域指定では市街化調整区域における建築許可を取得できるよう取り組んだ結果、若い世代の人口が約200人増加する等の効果があった。

条例第6条償還能力の観点から負債の抑制を図ることについても、臨時財政対策債の借入れを抑制し、後年度においても交付税措置のない地方債等の借入抑制をすることで、得られる効果としては、後年度財政負担、元利償還金の抑制から、公債費・市債残高・債務償還可能年限や実質債務残高比率等、各種指標の改善が見られる。

また、条例第4条に定めるところの、財政情報の分かりやすい公表による市民との情報共有といった点では、その取り組み内容が評価され、情報公開ランキング(埼玉市民オンブズマンネットワーク)で県内64団体中第2位の実績がある。

(5) 今後の課題・展望について

財政運営目標値の達成、平成30年度以降の目標値の設定、負債の抑制、新たな財源の確保、使用料・補助金等の見直し手法などが上げられ、健全な財政運営の更なる向上を目指す。

(6) 主な質疑に対する回答

健全な財政運営のためにサービスの低下を促すものではない。条例をもとに計画的な運営を行っている。

条例の指標については、議員、市民に公表しており、監査委員による評価は特に行わない。
臨時財政対策債の借入を抑制し、なるべく交付税には頼らないようにしている。

公共施設の管理については、市内の老朽化している公共施設の見直し等、統廃合を考えながら必要最小限に努めている。

財政必要基金の比率（12.5%）は、標準財政規模から独自に割り出したもので、各市町村で考え方は違う。

今後のまちづくりに係る財源の確保は、企業誘致、雇用の促進等を進めながら、ベッタウン都市的な部分もある。

高齢人口が増えつつあることから、将来ビジョンとして若者の定着を促すためにも企業誘致、雇用の促進は必要であると考えている。

人口ビジョンを考えると人口減少は避けられない。生産年齢人口も当然減ると考える。市税収入減を考えれば個人税よりも法人税や固定資産税を重視したい。

タウンミーティングは、各会20名程度であるが多いところでは100名くらいのところもある。主に町内会で組織されている。各部長、教育長などの幹部クラスが出向き行っているが、予算に対しては2回程度である。

職員の退職金に関して特に積み立てなどはしていない、基金を持っているわけでもない。総合事務組合が管理運営している。

昼夜人口差は住宅都市の典型であるが、雇用の創出などに力を入れることで昼間の人口増により広く市政に関心を抱くよう努めたい。